

大淀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 19,301	千円 7,586,056	千円 40,819	千円 1,337,298	% 17.6	% 18.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体の平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 162	千円 595,643	千円 87,157	千円 208,639	千円 891,439	千円 5,503	千円 5,612

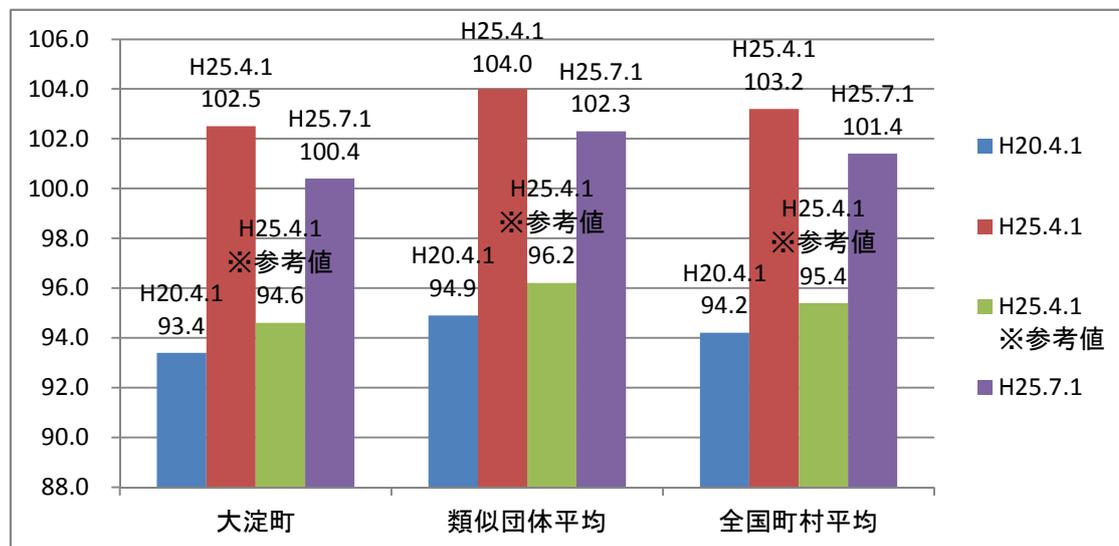
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 給料月額に下記の減額率を乗じて得た額を減額して支給 (行政職給料表) 1～3級:1%、4級:1.5%、5級:2.5%、6～7級:4% (教育職給料表) 1級:1%、2級:1.5%、3級:2.5% 【H25.4.1ラスパイレス指数:102.5(参考値:94.6)、H25.7.1減額時点のラスパイレス指数:100.4】	
(手当) 減額なし	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大淀町	42.0 歳	310,124 円	357,413 円	337,130 円
奈良県	43.3 歳	337,667 円	427,895 円	379,663 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.5 歳	316,601 円	361,874 円	342,511 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大淀町	46.5 歳	35 人	213,086 円	248,601 円	222,444 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食調理員	47.8 歳	12 人	196,083 円	203,133 円	201,041 円	調理士	41.3 歳	265,300 円	0.77
うち業務員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	廃棄物処理 業従業員	44.6 歳	290,600 円	—
うち用務員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	—
うち電話交換手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うちその他	44.3 歳	20 人	214,520 円	268,430 円	226,695 円	—	— 歳	— 円	—
奈良県	50.7 歳	100 人	349,412 円	406,735 円	385,201 円	—	— 歳	— 円	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400) 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	48.8 歳	12 人	288,301 円	310,962 円	299,756 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大淀町	3,838,812 円	—	—
うち学校給食調理員	3,228,696 円	3,532,000 円	0.91
うち業務員	— 円	— 円	—
うち用務員	— 円	— 円	—
うち電話交換手	— 円	— 円	—
うちその他	4,082,860 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大淀町	41.1 歳	312,371 円	333,899 円
奈良県	43.4 歳	363,205 円	410,538 円
類似団体	41.5 歳	302,044 円	323,362 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。
 4 人数が3人以下である平均給与月額等の欄は、個人情報保護のため記載していません。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		大淀町	奈良県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	125,400 円	135,150 円	— 円
	中学卒	121,600 円	121,600 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	170,300 円	199,700 円	— 円
	短大卒	154,900 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	241,967 円	343,550 円	379,500 円	407,800 円
	高校卒	— 円	282,700 円	— 円	379,500 円
技能労務職	高校卒	181,500 円	238,200 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円

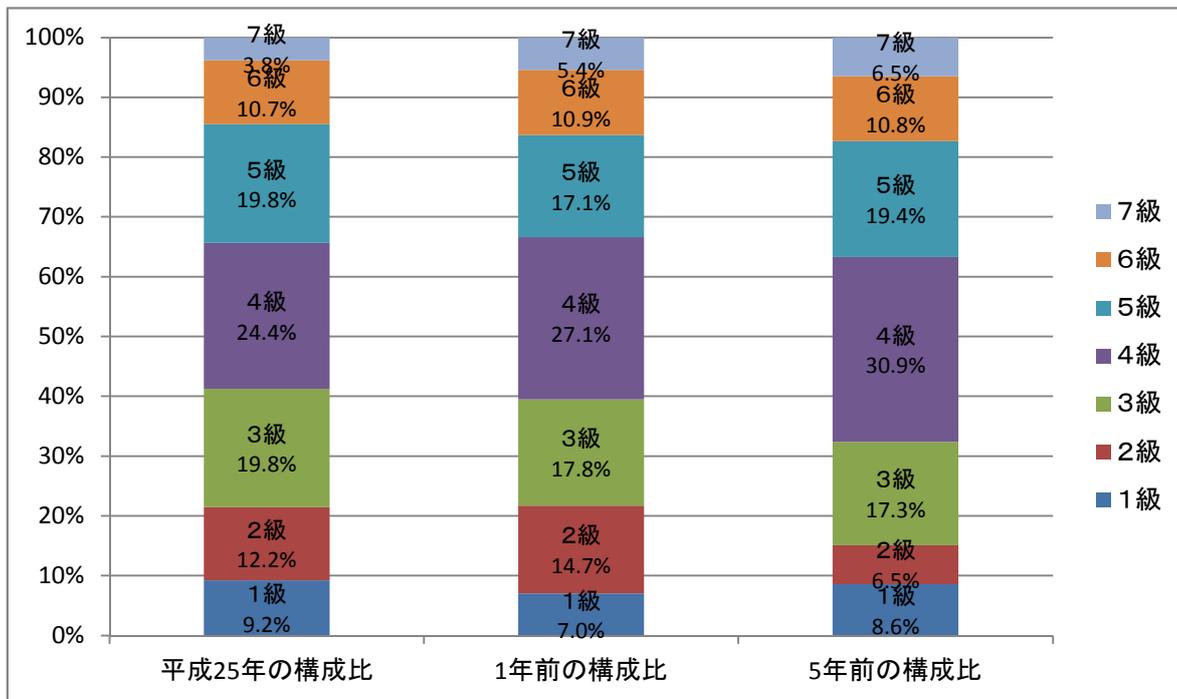
(注) 該当する職員が存在しない欄には記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長及び次長の職務	5 人	3.8 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長の職務	14 人	10.7 %	320,600 円	422,600 円
5 級	課長補佐の職務	26 人	19.8 %	289,200 円	400,600 円
4 級	係長及び主査の職務	32 人	24.4 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主任主事及び主任技師の職務	26 人	19.8 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事及び技師の職務	16 人	12.2 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事補及び技師補の職務	12 人	9.2 %	135,600 円	243,700 円

- (注)1 大淀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

分限・懲戒等の処分の対象となった者、一定期間以上の病気休暇、育児休業等を取得していた者などについては、昇給区分が調整されていますが、勤務評価を実施していないため、それ以外については一律の昇給となっています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大淀町	奈良県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,372 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,579 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

分限・懲戒等の処分の対象となった者、一定期間以上の病気休暇、育児休業等を取得していた者などについては減額していますが、勤務評価を実施していないため、それ以外については一律に支給しています。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

大淀町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額		8,836 千円 23,821 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,557 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		74,143 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		12.6 %		
手当の種類(手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記の職員に対する 支給単価
感染症まん延防止等作業従事手当	感染症のまん延防止等の作業に従事する職員	感染症患者の救護等に従事した際に支給	0 千円	1回につき200円
塵芥収集作業等従事手当	塵芥の収集、運搬及び処分作業に従事する職員	塵芥の収集、運搬及び処分作業に従事する業務員に対して支給	229 千円	1日につき800円 1回につき1,000円
町税事務等従事手当	町税事務及び国民健康保険事務に従事する職員	調査、検査又は徴収事務に従事した際に支給	44 千円	1日につき500円以内
町立保育所勤務職員手当	町立保育所に勤務する職員	町立保育所に勤務する保育士に対して支給	1,284 千円	月額6,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	27,941 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	383 千円
支給実績(23年度決算)	27,155 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	394 千円

(5) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者:13,000円 ●配偶者以外の扶養親族:6,500円(配偶者がいない場合の1人目の扶養親族:11,000円) ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算 	同	—	15,395 千円	240,547 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●借家・借間居住者(最高支給限度):27,000円 	同	—	4,134 千円	318,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●交通機関利用者(1ヵ月あたりの最高支給限度):55,000円 ●交通用具(自家用車など)利用者(最高限度額):24,500円 ※ 通勤距離が2km以上の者に支給し、支給額は距離に応じて区分 	同	—	8,895 千円	71,160 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ●部・次長級:給料月額額の14.25% ●課長級:給料月額額の12.825% ●保育所長:給料月額額の12.825% ●課長補佐級:給料月額額の10.185% ●保育所長補佐:給料月額額の10.185% ●幼稚園長:給料月額額の10.185% ●保健師長:給料月額額の10.185% 	—	—	23,835 千円	541,701 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分		給料		月額		額		等	
給料	町長	(750,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額					
	副町長		850,000 円)	854,000 円	215,100 円				
報酬	議長	(330,000 円	420,000 円	226,500 円				
	副議長		280,000 円	360,000 円	180,000 円				
	議員		250,000 円	345,000 円	157,000 円				
期末手当	町長	(24年度支給割合)							
	副町長	6月期 1.45月分 12月期 1.5月分 計 2.95月分							
退職手当	議長	(24年度支給割合)							
	副議長	6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分							
退職手当	町長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)			
	副町長	給料月額×勤続年数×520/100		15,600,000 円		任期毎・通算の選択制			
	備考	給料月額×勤続年数×330/100		8,316,000 円		任期毎・通算の選択制			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

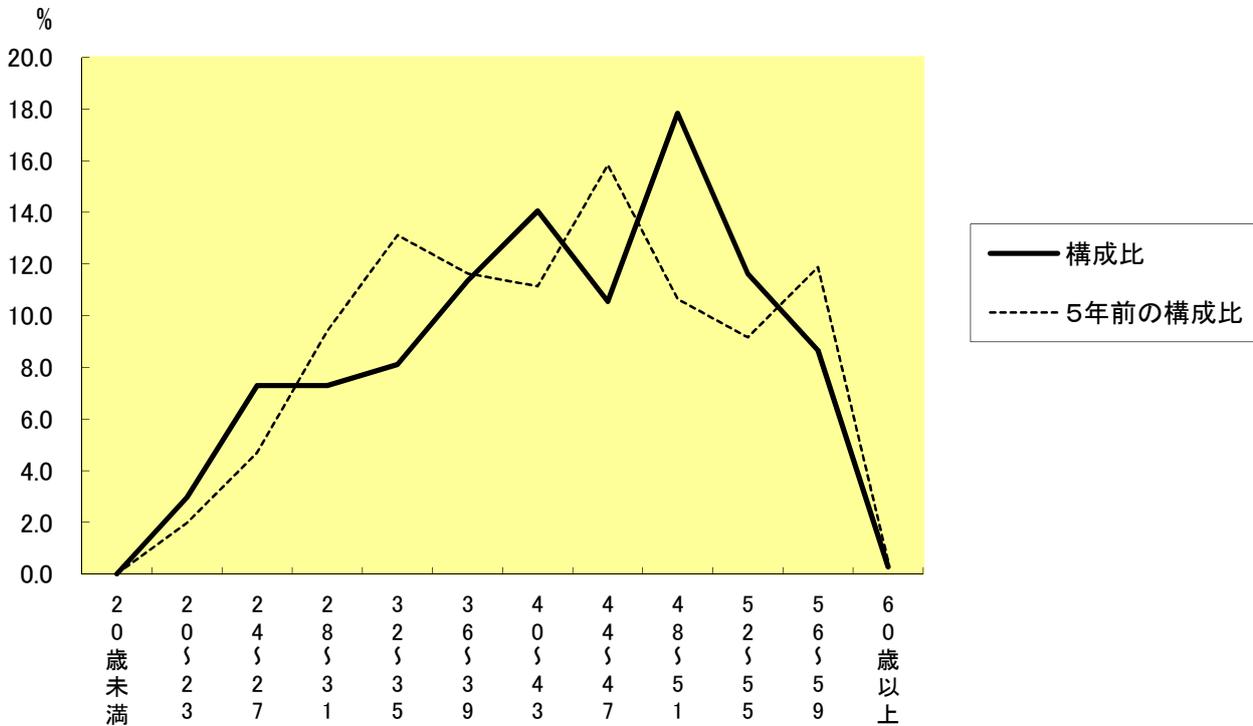
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	36	40	4	
		税務	11	11	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	1	1	0	
土木		8	10	2		
民生		45	45	0		
衛生		12	13	1		
	計	117	124	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.26 人)	
	教育部門	46	44	△ 2		
	小 計	163	168	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.39 人)	
公営 企会 業計 等部 門	病院	182	176	△ 6		
	水道	13	13	0		
	下水道	6	4	△ 2		
	その他	10	9	△ 1		
	小 計	211	202	△ 9		
合 計		374 [490]	370 [490]	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 191.70 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	11	27	27	30	42	52	39	66	43	32	1	370

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	124	119	121	120	117	124	0 (0.0 %)
教育	55	49	50	46	46	44	▲ 11 (▲ 20.0 %)
普通会計計	179	168	171	166	163	168	▲ 11 (▲ 6.1 %)
公営企業等会計計	225	222	214	206	211	202	▲ 23 (▲ 10.2 %)
総合計	404	390	385	372	374	370	▲ 34 (▲ 8.4 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。